

第 735 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 7 月 30 日（金）13 時 55 分～14 時 22 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 1 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 中型まき網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 小型まき網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間について (資料 2)
- (3) 固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について (資料 3)

2 指示事項

- (1) 横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について (資料 4)

3 協議事項

- (1) 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について (資料 5)

4 報告事項

- (1) 令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会（書面決議）の結果について (資料 6-1、6-2、6-3)
- (2) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 7-1、7-2)

5 その他

- (1) 令和 3 年 10 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

[配付資料]

- ② 海洋研ニュース 第 151 号

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、
小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・事務局 角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・県水産課 小川 GL、相澤副技幹、原田主査、山本主査、菅原主事

議 事

事) 角田代理

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 13 名の委員の御出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから第 735 回の委員会を開催します。

(宮川副会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 3 件、指示事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 2 件、その他となっております。

議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

黒川委員、小坪委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは黒川委員、小坪委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「中型まき網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますか。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項(2)「小型まき網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますか。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

今回は小型まき網の切替えということで、参考資料を見させていただくと、漁業種類が第 1 種から第 5 種までであり、更に網の構造図も付けていただいております非常に分かりやすいです。

旧調整規則でも、小型まき網については年間の漁獲成績報告書というものが出されていると思いますが、それはどうだったでしょうか。

第 1 種、第 2 種は想像がつくのですが、第 4 種、第 5 種の網は、最近はまだ見かけない網ではないかと思っております。実態がどうなのか、もしデータが

あれば教えていただきたいと思います。

水) 原田主査

資料の9ページにあります。第4種は、具体的に申し上げますと横須賀市鴨居の地区で許可が1件出ています。

漁獲対象はウミタナゴやカサゴなどの磯場につくものの漁獲になっており、第4種について近年のデータを見ると、平成29年度以降、漁獲は報告されていません。

続いて第5種は、今回の切替え対象は10ページ、11ページにありますが、江の島と茅ヶ崎に出ているもので、こちらは平成29年度以降も漁獲実績があり、ヒラメやマゴチ、シタビラメ、イシモチ等を漁獲しているという報告がきています。

鵜飼委員

第5種については実態があるということですね。

第4種は、網自体はあるのですか。

水) 原田主査

こちらをやられている方は、まき網をずっと専門にやられている漁業者で、一応漁具はお持ちで、前回の更新時には漁獲の実績があったと実態調査票に記録があります。

鵜飼委員

平成20何年以降はないということですか。

水) 原田主査

今手元には平成29年度からの漁獲データをまとめたものしかないので、それを見た限りでは、具体的な漁のデータはないのですが、平成28年までは出漁実績があると過去の実態調査票に記録があります。

鵜飼委員

分かりました。

なぜこのような質問をしたかという、これから資源管理などをしていく上で漁具も色々と改良されていくと思いますが、あまり古い漁具で非効率的にやるのがいいのか、今回このような調査をしっかりと、新しい漁具に変えていく方法もあるのかなという気がしたので質問させていただきました。

議 長

他に御質問等ございませんでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項(3)「固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますか。

この件について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて指示事項（１）「横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますか。

この件について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

送っていただいた委員会指示に関する評価調書を読ませていただきましたが、この委員会指示は、昭和 48 年からという非常に長い委員会指示です。

他の委員会指示も見ますと、長いものは有効期間も長いです。

今回チェックリストの中に、「長年継続され、また 1 年ごとに更新されてきている」とあり、また、知事部局の検討事項でも「歴史が長く、周知が十分になされている」、「指示内容が明確である」と高い評価を受けていることを考えると、果たして 1 年でいいのか、できれば 2 年、若しくは複数年という考え方があってもいいのではないかというのが私の意見で、協議に値するのではないかと思います。

本来はもっとはっきりした位置づけができればよいのですが、長い歴史の中で、東京湾内の色々な情勢があって 1 年で見てきていますが、今は落ち着いているような気がします。

そのようなことを考えると、2 年や 3 年という委員会指示期間を設けても何ら支障はないのかなというのが私の意見なのですが、案を見ると公報登載予定日が 8 月 10 日と迫っています。

今年度できるのであれば皆さんで議論していただきたいのですが、もし難しければ、次年度以降という考え方もあると思います。

その辺を議論していただければと思います。

事) 上原主事

事務局から補足させていただきますと、公報登載日はあくまでも予定日なので少しずれても大丈夫なのですが、指示自体の効力開始日である有効期間が 9 月 1 日からとなっております。

指示の有効期間を 1 年から 2 年ないしは 3 年と変更するとなると、県のパブリックコメントにかけなければいけない可能性がありますので、今回は案のとおり 1 年としていただくのもよいと思います。

これまで、要望書の別紙に書かれているような、操業実績や資源管理の状況といった指示の効果を確認させていただく意味でも今まで 1 年できたのだ

と思いますが、いただいた御意見を踏まえて事務局でも検討させていただきたいと思います。

小山委員 鵜飼委員がおっしゃられたとおり、地元漁協としてはとりあえず1年の継続を要望していますが、2年、若しくは3年と長期の委員会指示をいただければ地元としても安心して操業できますので、今後とも継続をお願いします。

議長 今回は期日も迫っているので、とりあえず1年で承認していただき、次回複数年にすることを協議させてもらうという形でよろしいでしょうか。

小菅委員 結局1年にしなければいけないさしたる理由はないと思って構わないのでしょうか。

事) 上原主事 前にも複数年でという意見が出たことがあると思いますが、今までずっと1年できたからということはあると思います。

小菅委員 宝石サンゴの指示は1年から3年に変えていますので、今はこのような状況だから、指示の有効期間を1年ではなく数年にしてもよいのではないかという事例は先例としてあります。

事) 上原主事 それでは、さしたる理由はないと理解して構わないのでしょうか。

小菅委員 今回はともかく、きちんと1年でないといけないという理由はさほどないということでしょうか。

事) 上原主事 事務手続の関係で少し早めに委員会で御審議いただくというのは必要になってくるかもしれませんが。

鵜飼委員 昔のことを補足させていただきますが、この指示がなぜ1年かというのと、東京湾の横浜港には横浜市港湾局があり、昔あった共同漁業権がなくなった代わりに、横浜市漁協の操業の安定を図るために委員会指示が出されています。

重要な港湾なので横浜市港湾局も埋立てや色々な作業をやるのですが、そうすると状況が変わっていくので、1年ごとに状況を把握しなければならないという要望が向こうからあったのです。

しかし今はもう安定してきているので、私は2年、3年でもよいと思います。

仮に何かあったときはまた検討すればよいと思います。

何か補足があればお願いします。小山委員それでよろしいでしょうか。

小山委員 はい。

黒川委員 横浜市港湾局が前例で最初に1年と決めたということですか。

鵜飼委員 横浜市の意見を考慮して私どもが当初1年でやったということですか。

黒川委員 もう終わったことですが、横浜市港湾局と横浜市漁協というのは昔色々なことがあったらしいです。

 しかし時代が変わって令和になって、市も国もこちらに目を向けていて、まして漁業法も変わっているの、よいタイミングだと思います。

 それで指示が1年というのも違うのではないかなと思います。

鵜飼委員 そういうことも含めて見直しをすべきだと思います。

 これは委員会指示であって委員会で決めることなので、1年から2年、3年に変えていくよいタイミングではないかという意見です。

黒川委員
議 長 法も変わっていますし、よいタイミングだと思います。

 他に何か御意見はございますか。

 他にないようでしたら、とりあえず今回は1年ということにさせていただいて、次回のときは、1年も含めて、複数年を皆さんで協議していただくと決定してよろしいですか。

委員一同
議 長 了 承

 それではそのように決定させていただきます。

 続いて、協議事項（1）「一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について」を議題といたします。

 資料内容等について、事務局から補足することはございますか。

 出席者の協議ということですが、昨年及び一昨年は、会長と副会長が出席していたとのことなので、これまでと同様ということであれば、櫻本会長と福本副会長と私ということになります。

 事務局は櫻本会長の意向は聞いていますか。

事) 上原主事 櫻本会長からは出席できる旨内諾を得ています。

議 長 出席の内諾をいただいているとのこと。

 福本副会長はいかがでしょう。

福本副会長 私によければ。

議 長 それでは、櫻本会長と福本副会長と私が出席することとしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

委員一同
議 長 了 承

 それではそのように決定いたします。

 福本副会長、よろしく願いいたします。

 続いて報告事項（1）「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会（書面決議）の結果について」を議題とします。

 資料内容等について事務局から補足はありますか。

委員一同
議長

それではこの件について御意見、御質問等ございますでしょうか。
特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

了 承

それでは了承することといたします。

続いて報告事項（２）「くろまぐろに関する令和３管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題といたします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますか。

この件について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それでは了承することといたします。

最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ本日の委員会はこれで閉会とします。

御協力ありがとうございました。

以上